令和5年1月10日

日本学生支援機構大学院第一種奨学金
返還免除申請について（予告）

1．対象者

日本学生支援機構の大学院第一種奨学生で，修了・退学・辞退等により令和５年３月までに奨学金の貸与が終了（予定を含む）し，奨学金貸与期間中に日本学生支援機構が定める「特に優れた業績」を挙げた者

※博士課程の学生においては，国が複数の経済的支援の重複受給について検討しています
（例．フェローシップ事業と返還免除の重複は認めない等）。詳細が決まり次第お知らせします。

2．申請期間

令和5年1月23日（月）～2月17日（金） 17:00【厳守】

3．申請方法・申請書類

所属研究科（専攻）の学務担当係に確認してください。

※学務部学生支援課学生支援係では，申請書類の配布は行いません。

4．「特に優れた業績」の例（自身の専攻分野に関連する教育研究活動の成果）

① 学位論文その他の研究論文（高い評価，関連した研究内容の学会発表，学術雑誌掲載表彰）
② 修士論文に代えることができる特定課題研究成果の審査及び試験の結果が，特に優れている
③ 著書，データベースその他の著作物が社会的に高い評価を受けた
④ 学内コンテストや各種コンテスト発表・表彰，特許・実用新案等の出願・登録
⑤ 授業科目の特に優秀な成績，留学の成果による高い評価
⑥ TA・RA等による優れた業績
⑦ 発表会・演奏会・展覧会等に出展・入賞，競技会等に出場・入賞，企画・運営
⑧ ボランティア活動その他社会貢献活動の特に優れた業績
⑨ 日本学術振興会の特別研究員への採用またはこれと同等な民間財団等が公募している競争的資金の獲得による奨学金の辞退（⑨は博士課程のみ）

5．新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等により，令和４年度に修了できず引き続き本学に在学する場合，１年を限度に返還免除の申請期間を延長できる場合があります（令和３年度に延長を認められた者で再度の延長を希望する者も申請可能）。

該当する者は，上記「２．申請期間」内に，学務部学生支援課学生支援係（下記担当）へ申し出てください。

（申請方法・申請書類に関する問い合わせ先）
所属研究科（専攻）の学務担当係
※選考過程に関する内容はお答えできません

（制度全般に関する問い合わせ先）
学務部学生支援課学生支援係
E-mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp